

# 公益財団法人山梨県下水道公社下水道排水設備工事責任技術者に対する処分等基準

(趣 旨)

**第 1 条** この基準は、公益財団法人山梨県下水道公社下水道排水設備工事責任技術者認定、登録等に関する規程（以下「規程」という。）第 18 条に規定する下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の登録の取消し若しくは期間を定めた登録の効力の停止（以下「処分」という。）又は指導（以下これらを「処分等」という。）を行うため必要な基準等を定めるものとする。

(処分等の基準)

**第 2 条** 公益財団法人山梨県下水道公社（以下「公社」という。）の理事長（以下「理事長」という。）は、規定第 18 条第 1 項各号に該当すると認めるときは、別表の基準に基づき処分等を行うものとする。

2 理事長は、事案の内容又は状況により、別表に定めるところにより処分等を行うことが不相当であると認める場合は、処分等を軽減し、又は加重することができる。

(調査等)

**第 3 条** 市町村（規程第 2 条第 3 号に規定するものをいう。以下同じ。）は、下水道条例等（規程第 14 条に規定するものをいう。以下同じ。）の規定に違反する行為又は排水設備工事等に関する不正行為（以下これらを「違反行為」という。）があると思料する場合は、その事実関係について調査を行うとともに速やかに公社へ状況の報告をするものとする。

2 前項に規定する場合において、市町村は違反行為があると認めるときは、理事長に、下水道排水設備工事等違反行為報告書（様式-1）を提出するものとする。

(処分等の手続)

**第 4 条** 理事長は、この基準及び公益財団法人山梨県下水道公社下水道排水設備工事責任技術者認定、登録等実施要領に従い処分等を行うものとする。

2 理事長は、指導を行うときは、当該責任技術者に対し指導の対象となった行為等の内容及び該当する規程の条項並びに改善を求める事項を記載した文書を交付するものとする。

3 理事長は、処分を行うときは、当該責任技術者に対し処分内容及び根拠となる規程の条項並びに処分を行う理由を記載した文書を交付するものとする。

(その他)

**第 5 条** この基準に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

この基準は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

対象事項	処分等の内容	関係条項
1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	登録の取消し	規程第18条第1項第1号
2 市町村が定める下水道に関する条例、規則等又は規程に違反した者	1回目 : 文書警告	規程第18条第1項第2号
	2回目以降 : 登録の取消し又は6ヶ月以内の登録の効力の停止	
3 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができなくなった者	登録の取消し	規程第18条第1項第3号
4 責任技術者の資格の取得に関し、不正行為又は不法行為があった者	登録の取消し	規程第18条第1項第4号
5 責任技術者の業務に関し、不正行為又は不法行為があるなど、理事長が責任技術者として不適当と認めたとき	1回目 : 文書警告	規程第18条第1項第4号
	2回目以降 : 登録の取消し又は6ヶ月以内の登録の効力の停止	

注) 処分等の回数の算定に当たり、当該処分等を受けた日を起算日として2年以上経過したものは算定の対象から除外する。

〇〇第〇〇〇号  
令和 年 月 日

公益財団法人山梨県下水道公社理事長 殿

(市町村) 公共下水道管理者

職 氏 名 印

### 下水道排水設備工事等違反行為報告書

公益財団法人山梨県下水道公社下水道排水設備工事責任技術者に対する処分等基準第3条第1項の規定により調査した結果、違反行為があり、理事長への報告の必要があると認められましたので、同条第2項の規定により報告します。

指定工事店名			
責任技術者	氏名		登録番号
事実経過及び調査内容			